平成２７年（フ）第１２７号
富山県中新川郡立山町貫田510番地15
債務者　池上　泰三
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金川　治人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
富山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１３６号
北海道帯広市東10条南18丁目７番地13　コーポＫＥＩ（恵）202号室
債務者　鎌田　美希
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１５６号
北海道帯広市緑ケ丘２条通３丁目８番地６
債務者　加藤　智子
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１５７号
北海道帯広市緑ケ丘２条通３丁目８番地６
債務者　熊田　由子
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１６０号
北海道帯広市西16条北１丁目13番地71　メビウス202号室
債務者　粟田　耕一
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第２６９号
盛岡市高松２丁目７番27号
債務者　吉田　直美
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２７０号
岩手県久慈市枝成沢第19地割75番地６
債務者　高屋敷雅彦
1　決定年月日時　平成27年10月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１１５号
群馬県邑楽郡大泉町城之内２丁目７番９号　アヴェニールＡ棟102号
債務者　大池　栄二
1　決定年月日時　平成27年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１１６号
群馬県太田市粕川町277番地８
債務者　下山　仁市
1　決定年月日時　平成27年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第６２号
新潟県岩船郡関川村大字湯沢1579番地１　村営高瀬住宅102号
債務者　伊藤　　隆
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第２４５号
愛知県稲沢市梅須賀町東切1586番地４
債務者　松岡　恵美（旧姓溝口・武田）
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１７号
和歌山県新宮市新宮7651番地の７　ミキハイツ203号
債務者　下村　信明
1　決定年月日時　平成27年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２７年（フ）第２８号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字田後597番地４　ハイマート202（旧住所鳥取県東伯郡湯梨浜町大字田後204番地23）
債務者　森本香世子
1　決定年月日時　平成27年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第１１９０号
（前住所）福岡県大牟田市龍湖瀬町９番地58
債務者　佐々木美香
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２０６号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋111番地１　レイクタウン坪見Ⅱ　206号
債務者　寺嶋　昌司
1　決定年月日時　平成27年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２３４号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵112番地54
債務者　楠林　由依
1　決定年月日時　平成27年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２４１号
福岡県太宰府市国分３丁目６番41―203号
債務者　梅本　　清
1　決定年月日時　平成27年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部